

消防団向け災害出動支援クラウドサービス仕様書

令和7年6月

1. 業務名

消防団向け災害出動支援クラウドサービス事業

2. 業務の目的

災害発生時に消防団員が速やかに災害地点を把握し、情報を共有できることで迅速な災害対応を図るとともに、出動報酬支給等に伴う災害出動毎の出動時間管理・事務を簡略化し団員の作業負担の軽減を図ることを目的とする。

3. 契約期間

契約締結日から令和12年9月30日まで

ただし、当該サービスの本格運用開始は令和7年10月1日とし、運用開始前2ヶ月程度の試行運用期間を設けるものとする。

なお、準備期間中は役務の提供を受けないため、使用料は支払わないものとする。

4. 概要

- (1) 災害出動クラウドサービスの運用数は、各市消防団員数に事務局を合わせた数とし最大1,400アカウントとすること
- (2) 災害出動する消防団員の出動手段を回答し共有できるシステムであること
- (3) 出動手段の選択肢は各市消防本部の運用に合わせてカスタマイズができること
- (4) 災害現場以外の場所で後方支援活動を行っても、報告書に当該活動の活動時刻が出力できるもの
- (5) 各市消防団の活動開始時刻と終了時刻の算定基準にあっていること
- (6) 各市及び指令センターからの発災メールをトリガーにシステムが自動で動くもの
- (7) 管理画面から任意のタイミングで作成した災害情報を手動配信可能なもの
- (8) 管理画面から任意のタイミングで試験データや訓練データが配信可能なもの
- (9) メールの内容から災害地点を特定し、周辺水利とあわせ同一画面に地図表示可能なもの
- (10) 各市の出動報告書、活動費請求書に消防団員毎の活動記録が出力できるもの
- (11) 被災状況を動画で記録でき、消防団員間や各市消防本部とも共有ができるもの
- (12) 災害内容に応じて、任意に参集範囲をグループ単位で広げる事ができるもの
- (13) 災害支援情報を指定のグループに配信ができ、消防団員間の連携が容易なもの
- (14) 退団した消防団員のアカウントを無効にできる機能を有するもの
- (15) 各市の報酬支給基準で、消防団員の出動報酬の計算が可能なもの
- (16) 国税庁 法令解釈通知 法第28-9に基づいた源泉徴収額の計算が可能なもの
- (17) 消防団員個人が、支給された報酬額の明細について閲覧可能なもの
- (18) 事務局から消防団員への任意メッセージの配信、ファイル送付が可能なこと
- (19) ISMS クラウドセキュリティ認証に認証されていること
- (20) 各市が使用している支援情報WEBシステムにデータ連携が可能なこと

5. 運用支援

操作マニュアルを作成するとともに、利用者に対する使用方法の研修を行うこと。

研修及びテスト運用を行う期間にあっては、契約日から令和7年9月30日の運用開始までとし、その後にあっても疑義が生じた際は真摯に対応すること

6. 関係法令の遵守

受注者は業務の遂行にあたり、関係法令を遵守しなければならない。

7. 秘密の保持

受注者は、業務遂行の過程で知り得た秘密を許可無く第三者に漏らしてはならない。

8. 打ち合わせ等

受注者は、業務等を適正かつ円滑に実施するため、発注者と常に密接な連絡を取り、十分な打ち合わせを行うこと。

9. 疑義

受注者は業務の実施にあたり仕様書等に疑義を生じた場合は、発注者と協議のうえ実施するものとする。

10. その他

- (1) 受注者は契約期間を通じ対応できる業務担当スタッフを構成すること。また、トラブルが発生した場合、迅速に対応できる体制をとること。
- (2) 受注者は業務着手前に全体の工程や作業方法について発注者の承諾を得ること。

以上